

## 放射能測定結果報告書

放射性同位元素等使用許可番号  
水使第176号

富士の湧水株式会社 殿

株式会社 化 研  
本社・水戸研究所  
〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地

平成23年12月8日 ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

### 1. 試料

|      |                   |
|------|-------------------|
| 試料名  | 第三工場原水(4号井戸)      |
| 採取場所 | —                 |
| 採取日時 | 平成23年12月7日 13時00分 |
| 採取者  | —                 |

### 2. 測定日時

|                   |
|-------------------|
| 平成23年12月9日 20時30分 |
|-------------------|

### 3. 測定結果

| 測定項目    |        | 測定結果  | 暫定規制値     |
|---------|--------|-------|-----------|
| 放射性ヨウ素  | I-131  | 検出されず | 300Bq/kg* |
| 放射性セシウム | Cs-134 | 検出されず | 200Bq/kg  |
|         | Cs-137 | 検出されず |           |
|         | Cs-136 | 検出されず |           |

注記)\*食安発0317第3号において100Bq/kgを超えるものは、乳幼児調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導されています。

・測定時間:3600秒

検出下限値:I-131<0.8Bq/kg、Cs-134<0.7Bq/kg、Cs-137<0.9Bq/kg、Cs-136<0.7Bq/kg

・暫定規制値：厚生労働省医薬食品局食品安全部長発

平成23年3月17日 食安発0317第3号「放射能汚染された食品の取り扱いについて」

平成23年4月 5日 食安発0405第1号「魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値の取扱いについて」

・測定方法：厚生労働省医薬食品局食品保健部監視安全課発

平成14年3月「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に準拠

・前処理方法：厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課発

平成23年3月18日「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に基づく検査における留意事項について